



平成30年 第1回臨時会：5月29日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会会議録 目次

| | |
|-------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議に付した事件 | 2 |
| ○出席議員（14名） | 2 |
| ○欠席議員（0名） | 2 |
| ○説明のため出席した者 | 2 |
| ○事務局職員出席者 | 3 |
| ○開 会（午後 5時30分） | 4 |
| ○管理者あいさつ | 4 |
| ○議事日程の報告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 5 |
| 議会運営委員長報告 | 5 |
| 採決 | 6 |
| ○議第1号の上程、提案説明 | 6 |
| 12番 金子 真理子 議員 | 6 |
| ○上程議案の質疑 | 9 |
| 質疑 11番 岸 昭二 議員 | 9 |
| 答弁 12番 金子 真理子 議員 | 10 |
| 再質疑 | 11 |
| 再答弁 | 12 |
| 質疑 14番 吉田 豊彦 議員 | 13 |
| 答弁 12番 金子 真理子 議員 | 13 |
| 再質疑 | 13 |
| 再答弁 12番 金子 真理子 議員 | 14 |
| 再答弁 8番 阿部 慎也 議員 | 15 |
| ○上程議案の討論 | 16 |

| | |
|---------------|----|
| 10番 香川宏行議員 | 16 |
| 7番 竹田悦子議員 | 16 |
| 11番 岸昭二議員 | 19 |
| 2番 金子雄一議員 | 20 |
| 3番 吉野修議員 | 21 |
| ○上程議案の採決 | 21 |
| 休憩（午後 6時33分） | 22 |
| <hr/> | |
| 再開（午後 6時45分） | 22 |
| ○議案1件の追加提出 | 22 |
| 議会運営委員長報告 | 22 |
| 採決 | 22 |
| ○議第2号の上程、提案説明 | 22 |
| 8番 阿部慎也議員 | 23 |
| ○上程議案の質疑 | 25 |
| 質疑 1番 川崎葉子議員 | 25 |
| 答弁 8番 阿部慎也議員 | 25 |
| 再質疑 | 25 |
| 再答弁 | 25 |
| 質疑 11番 岸昭二議員 | 25 |
| 答弁 8番 阿部慎也議員 | 26 |
| 答弁 瀬山慎二事務局長 | 27 |
| 再質疑 | 28 |
| 再答弁 8番 阿部慎也議員 | 28 |
| ○上程議案の討論 | 29 |
| 1番 川崎葉子議員 | 29 |
| 7番 竹田悦子議員 | 29 |
| 11番 岸昭二議員 | 31 |
| 12番 金子真理子議員 | 32 |

| | |
|--------------------|-----|
| ○上程議案の採決 | 3 3 |
| ○特定事件の委員会付託 | 3 3 |
| ○閉 会（午後 7 時 2 8 分） | 3 3 |
| <hr/> | |
| ○署名議員 | 3 4 |

鴻環資組告示第3号

平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を、5月29日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

平成30年5月22日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原 口 和 久

付議事件

- 1 新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議

平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会会議録

○ 議事日程

平成30年5月29日（火） 午後5時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第1号 新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議

第4 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程のほか

議第2号 新ごみ処理施設建設候補地の再調査を求める決議

○ 出席議員（14名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 川崎葉子 | 議員 | 2番 | 金子雄一 | 議員 |
| 3番 | 吉野修 | 議員 | 4番 | 細谷美恵子 | 議員 |
| 5番 | 松島修一 | 議員 | 6番 | 渡邊良太 | 議員 |
| 7番 | 竹田悦子 | 議員 | 8番 | 阿部慎也 | 議員 |
| 9番 | 梁瀬里司 | 議員 | 10番 | 香川宏行 | 議員 |
| 11番 | 岸昭二 | 議員 | 12番 | 金子真理子 | 議員 |
| 13番 | 坂本晃 | 議員 | 14番 | 吉田豊彦 | 議員 |

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

| | |
|-------|------|
| 原口和久 | 管理者 |
| 工藤正司 | 副管理者 |
| 現王園孝昭 | 副管理者 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|-------|---|
| 宮 | 澤 | 芳 | 之 | 會計管理者 | |
| 飯 | 塚 | 孝 | 夫 | 参 | 与 |
| 小 | 卷 | 政 | 史 | 参 | 与 |
| 新 | 井 | 信 | 弘 | 参 | 与 |
| 小 | 林 | 弘 | 樹 | 参 | 与 |
| 前 | 島 | 伸 | 行 | 参 | 与 |
| 加 | 藤 | | 浩 | 参 | 与 |

○ 事務局職員出席者

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 事務局長 | 瀬 | 山 | 慎 | 二 |
| 計画建設課長 | 佐 | 野 | 雄 | 一 |
| 副参事 | 肥 | 後 | 卓 | 豪 |
| 書記 | 今 | 井 | 剛 | 史 |

午後 5時 30分 開会

○坂本 晃議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、地方自治法第101条第3項の規定により、組合議員の招集請求に基づき開催するものであります。

なお、日程調整の結果、会議時間について、組合議会会議規則第8条第2項の規定に基づき、あらかじめ変更いたしましたのでご了承願います。

それでは、ただ今から、平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が14名で、定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

△管理者あいさつ

○坂本 晃議長 ここで、原口管理者より発言を求められておりますので、許可をいたします。——— 管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 ただ今議長のお許しをいただきましたので、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、ここに地方自治法第101条第3項の規定による、議員招集請求に基づき、平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集賜り、心から厚くお礼を申し上げます。本臨時会は「新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議」が付議事件となっております。皆さんご承知のとおり、当組合は平成26年4月、鴻巣行田北本環境資源組合と名称を定めて以来、議会、市民、行政などの代表者で構成する新施設建設等検討委員会の審議、検討を経て、平成28年2月には一般廃棄物ごみ処理基本計画などを、平成29年2月には、施設整備基本計画などを策定。現在は、新ごみ処理施設事業者選定作業や、余熱利用施設の整備に向けた検討を開始しております。また建設予定地に関しましては、地元の皆さんとの協議会を立ち上げ、協議を続けながら平成35年度の稼働に向け、鋭意事業展開に努めているところであります。私、そして工藤副管理者、現王園副管理者は、3市の連携

により構築しております本事業を何としても予定稼働年度に稼働していきたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましてはどうか慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

△議事日程の報告

○坂本 晃議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○坂本 晃議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

7番 竹田 悦子 議員

8番 阿部 慎也 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○坂本 晃議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

なお、本組合議会運営委員長につきましては、昨日の鴻巣市議会において、正副議長の改選が行われたことから、役職変更について、組合議長あてに通知があったところでございます。

この通知を受け、先ほど、本組合議会運営委員会にて、新たな委員長に金子雄一議員が、互選されましたので、ご了承願います。

————— 議会運営委員長 2番 金子雄一議員。

[金子雄一議会運営委員長 登壇]

○金子雄一議会運営委員長 ただ今ご紹介いただきました金子雄一でございます。

議会運営委員会の互選によりまして選出されました。本議会の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る5月25日委員会を開催し、本臨時会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成30年鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○坂本 晃議長 お諮りいたします。ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、議員から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議第1号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第3、議第1号を議題といたします。

朗読を省略して提出者代表に提案理由の説明を求めます。

————— 12番 金子真理子議員。

〔金子真理子議員 登壇〕

○12番 金子真理子議員 12番金子真理子です。ただ今議長より発言の許可をいただきましたので説明に先立ちましてまずお礼申し上げます。提出者、賛成者4名による本議案の提案によって臨時議会の開催を要請させていただきましたところ万障お繰り合わせいただき本日ここに臨時議会を設定くださいましたことにもまずもって感謝を申し上げます。管理者、副管理者、行政関係者、事務局、そしてお集まりの議員の皆様には感謝を申し上げます。ではまず議案を読み上げさせていただきます。

「議第1号

平成30年5月29日

鴻巣行田北本環境資源組合議会

議長 坂本 晃 様

提出者 鴻巣行田北本環境資源組合

議会議員 金子真理子

議会議員 阿部慎也

賛成者 鴻巣行田北本環境資源組合

議会議員 細谷美恵子

議会議員 竹田悦子

新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議

上記の議案を別紙のとおり鴻巣行田北本環境資源組合議会規則第13条の規定に基づき提出します。

新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議

1 調査事項

- (1) 新ごみ処理施設建設候補地の評価基準の妥当性及び評価結果の妥当性に関する事項
- (2) 新ごみ処理施設建設候補地選定において複数の変更や削除を行ったことに関する事項
- (3) 土地改良事業直後の農用地を建設候補地とした妥当性に関する事項
- (4) 設置された公の会議の運営に関する事項

2 調査特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第100条第1項並びに同条第10項に基づく新ごみ処理施設建設候補地選定過程に関する調査特別委員会を設置し、6人の委員をもって組織し、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査をおこなうため、地方自治法第100条第1項並びに同条第10項、及び同法第98条第1項の権限を上記調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うこ

とができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度において100万円以内とする。

以上決議する。

平成30年5月29日

鴻巣行田北本環境資源組合議会」

それでは、この議第1号の提出に至る経緯をまず述べさせていただきます。これまで私どもの組合が進めている新施設建設候補地は52箇所選出した中から決定に至ったと言われてきましたが、2月15日に開かれた平成30年第1回定例議会の一般質問で第4回新施設建設等検討委員会には53箇所を示しており、消えた候補地があるので現候補地ありきの選定ではなかったか、候補地を変更する考えはあるかとの質問がありました。事業の根本的なところに関わる内容でありますので、53箇所が52箇所になったことは事実なのか、議会運営委員会を3月15日に開催し調査を行いました。その結果、平成27年1月23日の第5回副市長会及び第8回参与会まで53箇所であったこと、その後の公的会議では現建設予定地とされている土地1箇所のみを示しており、平成27年度への人事異動引き継ぎでは52箇所となっていたことがわかり、4月5日に全員協議会を開催し事実であったことが報告されました。そして、全員協議会でさらなる調査を行うことになり、議長の高配により当時の資料や記録を提出いただき、それらに基づき4月27日に支援業務を委託した事業者と当時関係した一部の行政職員5名から聞き取りを行いました。その結果、候補地削除や評価基準の変更は、計画建設課内において行われたことや、これまで議会として確認してこなかった部分が見えて参りました。5月10日に再度全員協議会を開催し、この問題について各々の議員が意見を述べ、ほぼ全員が執行部に対し反省を示唆しているものの、概ね納得したとの見解の方もありました。また議会として対応の必要性があるとの意見もあり、議会がお預かりしさらなる調査が必要との意見が上がりました。本会議で出されました候補地への疑問は全員協議会の開催ですべて払拭できたとは言い難く、今後の事業展開への影響も懸念されるところです。提出者である私どもは、まさにこの時点こそ議会の対応が求められているとの見解から、早急に特別委員会を設置し、調査を進め、その報告を議決することで住民の代表である

議会が意思を示し方向付けをすべきと判断いたしました。それには本組合議会は、委員会条例を制定していないため、特別委員会の設置は地方自治法第100条に基づき調査特別委員会の提案に限られますのでこの提案となりました。次にこの調査特別委員会の目指すところはこの建設事業を進めるために組合議会が機能を発揮し、方向性を示すことです。新施設建設事業は長期にわたる多額な事業で、建設終了後も30年は稼働し続け、3市の住民生活を支えていく大変重要な継続事業です。公債費も含め将来の住民にもご負担をいただくこととなります。そのため効率を高めるべく広域化を図って進めております。問題点や課題は議会も早期にその機能を発揮して、方向性を見出し説明責任を果たしていくべきであり、わだかまりを残したまま進めていくことはあってはならない。一点の曇りのない状態を目指すべきと考えます。よって、調査事項としてあげました4つの項目の調査を進めることにより議会の意思をとりまとめ、方向性を示してまいります。以上を持ちまして提案理由といたします。どうぞご理解を賜り可決くださいますようお願いを申し上げます。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○坂本 晃議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

————— 11番 岸 昭二議員。

○11番 岸 昭二議員 質疑をさせていただきます。ただ今議案は前に見せていただきましたけど、提案説明を伺ったばかりですので、今初めて聞いたところもあるんですが、最初の質問ですので、基本的なところからお伺いをしたいと思います。やっぱり私どもが100条の特別委員会の設置ということがやっぱり1番大きなことだと思うんですね。内容については今まで、調査という形で何度も全協をやっているいろんな話を聞いておりますので、これをさらにまた100条この特別委員会を作ってやる、その理由についてですね、今お話があったところですが、今のお話の中では、組合議会なので特別委員会がないから自治法に基づいてこの方法しかない、そのような言われ方をしましたけど、そのような理由でこの100条の特別委員会の提案をされたということなのかどうかについて、要するに10

0条、特別委員会による理由、100条でなければならないのかということが1点であります。散々調査をして参りましたが、改めて聞かせていただきたいのは、今までの調査、私どももいろいろわからなかったこともありまして、表現の仕方としてもっと違う方法もあったのかなという、そういう謝罪だとかそういうところも含めてですね、今までの調査で納得しているところが多いんですが、何が不足していると考えているのか、そしてそのことが100条の証人や参考人を呼んで、証言させますよね、たくさんの会議録作って、書類もいっぱいこれ以上出させるわけですよ、出させるっていう言葉は違うかもしれませんがけれども、出していただくわけですよ。今までも出していただきましたけれども。そういう調査でこれは解明ができるということで、100条の委員会を立ち上げるということによろしいのか、ということについて、何点か今申し上げましたけれども、そのことについてお答えをお願いいたします。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。———— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 岸議員のご質疑にお答えしたいと思います。全員協議会で調査も行ったが、なぜ100条を提案されているか、ということですが、全員協議会は非公開という形でやっております。この問題が提起されたのは、2月15日の本会議でございますので、本会議に報告し、議会が方向性を示すということが1つ大事なことだと思っております。そのためには、特別委員会を設定し、特別委員会の報告を議決するという形を持って、組合議会も機能を発揮し、執行部とともにこの事業を進める一役を担いたいというふうに考えたわけでございます。であります。特別委員会を設置するためには、通常市議会ですと委員会条例というのを持っております。そこに特別委員会、100条でない特別委員会を設置することが可能なのですが、ここの議会では委員会条例を設定していませんので、そうしますと上位法の地方自治法の100条の調査特別委員会というのであれば設置が可能だということでもございましたので、今回は100条を用いた特別委員会の提案となっております。内容的には通常言われる特別委員会よりも権限は持っておりますので、よりスピーディーにまた内容を詰めた議論ができるのではないかと考えております。それから何がこれまでの調査で不足しているかということでもあります。私ども議会もこれま

で候補地に対しての議決というのがありますが、候補地に関しての事業を展開する費用は予算として認めてきております。そういう中では、私どもにも今回の事業を進めていく一役を担っておりますので、そういう点では、もっと市民に対し明確な説明ができるように各構成市からの負担金で成り立っている組合でありますので、明解であるということは大変重要なことだと思っております。それで特に議会として確認できていなかった部分というのが、評価基準の内容であるとか、金額的なものは建物の金額は出ておりますが、全く整備に関する金額というのは確認をしておりません。そして、公的な会議でいろいろ説明をされているんですけども、地域の方々の説明会であるとか、構成市の市民への説明会であるとかで出たご意見もたくさんありますが、それに対してどのような対応をしてきたのか議会としての確認はまだ行えきれていないところがあります。そういう中で今回の1番大本となる候補地の選定の問題では、まだまだもう少し明解にしておかないと疑義が発生したままにしておくというのは決していい事ではないというところがございます。お答えになっているかどうかわかりませんが、ご理解いただければと思います。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。———— 11番 岸 昭二議員。

○11番 岸 昭二議員 答弁いただきましてですね、今の説明の中でですね、組合議会なので組合議会が何か調査しよう特別委員会作ろうということになると、すべてがじゃあ日本全国の組合議会は100条委員会でやるってということなのかなというふうに思いまして、今初めて聞いたことですので、私ちょっと理解できませんけど、私の質問に対する答弁ということで答弁としてわかりました。次に2回目にお伺いしたいことは、今基本的なことを聞いたわけですけど、具体的なことでわからないので質問いたします。4番が調査期限となっておりますが、1に掲げる調査が終了するまで、調査が終了するっていうのは、こんだけいろんな調査をしてでも終了しなかったものを終了させるわけですから、それなりの時間が掛かると私は思うんですね。調査を開始し、いろんな人を呼んで、書類も持ってきてもらって、それを取りまとめて、最後は報告書っていう形で、きれいな成果物じゃないですけど、きちんとまとめ上げるっていう、そのことを考えると何ヶ月も掛かるんじゃないかと思うんですね。私はわからないから聞くんですけど

どね、調査期限、調査が終了するまでというのをどのようにお考えになっているのか。スケジュール感について1点お伺いいたします。

2点目は費用100万円って書いてありますけど、この100万円の積算根拠ですね、普通考えますとね、100条委員会ってしょっちゅうどこでもやっているものじゃないから、わかりませんが普通に考えると、費用っていうのは議会費の中から普通は出すものじゃないかなって思うんですね、緊急に100万円、議会費の中で捻出ができるものなのかどうなのかってことも含めて、その積算根拠とともにですね、そうすると例えば議会の視察を取り止めにするだとか、いろんなことから捻出しながら100万円見つけてくるのかなと、そのようなこちら辺についてはよくわかりませんので、この2点について質疑をいたします。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。————— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 それではお答えいたします。調査の終了についてというところで期限の問題ですが、まずどのくらい掛かるかということはスタートを切ってみないとはっきりとしたことは言えませんが、年度年度になっておりますので、一応今年度というところで一区切りがあらうかと思えます。それと私どもの委員の特別委員会を構成する議員そのものの任期というのがございますので、その任期が終わると特別委員会の構成ができない状況が生まれてまいりますのでそこが一つの区切りになろうかと思っております。それと報告という形を考えますと、本会議での報告という形になりますので、組合議会の開催が7月、11月、2月ということでございますので、なるべく早い時期に報告を上げていくという姿勢で臨んでいきたいと思っております。それから100万円の予算ということですが、組合は大変緊縮財政できちんとやっておりますので、予備費としては30年度の予算では100万円しか持っておりません。ですので、これを超えることはできないので、100万円という数字を挙げております。根拠といたしましては、特別委員会を発足させますと、まずその対象となる委員の費用弁償が発生してまいります。1回1,400円で6人で、月2回だと16回くらいかなというところで、13万は必要だろうというふうに思っております。それから、お呼びして証人という形で説明なり質疑を受けていただくという方々に、費用弁償、鴻巣に倣いまして1回3,500円、そして交通費は実費という形でございます。

ます。何人お呼びできるかわかりませんが、10万円は用意しておこうと思います。それからそうした方々の発言をテープに録りまして、テープ起こしが必要となつてまいります。こちらの職員は手一杯ですので、テープ起こしを委託したいと思っております。1ヶ月も掛かるというようなものがありまして値段が違うのですが、1週間以内にできあがってくるというものであれば1時間2万6,000円というのが鴻巣市の予算だそうでございます。15時間というふうに考えまして、39万円という金額をみております。それから郵送、印刷費、それからいろいろ委員会として、独自の調査が必要であったり、アドバイスを受ける必要があろうかと思っております。そうした予算としまして、25万から30万くらい用意しておけば、専門家の方のお話が聞けるのではないかというようなことで、合わせますと100万円にはならないんですが、スタートしてみても何が必要になってくるのかわからないところがありまして、100万円以内というふうに計上してございます。

○坂本 晃議長 他に質疑はありませんか。——— 14番 吉田豊彦議員。

○14番 吉田豊彦議員 吉田と申します。質疑させていただきます。まず最初に1点目確認したいんですけど、この決議文書の中に1番から5番までがありますよね。調査事項この全文を持って今日この席において採決をとるんですか。まずそこをお聞きしたい。この文書の全文を持って採決をとるのか、100条委員会、この文章に対して委員会を設けるのかそこをまず聞かせていただきたい。1つずつ採決するのか、全文を持って採決するのか。

○坂本 晃議長 提出者の答弁を求めます。——— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 議第1号といたしましては、調査事項、調査特別委員会の設置、調査権限、調査期限、調査経費ということで5項目あげている、それを全部を持って議決いただくという形になります。100条特別委員会として4件がありまして、調査事項、それから経費これは必ずあげなければいけないということでもありますので、それ以上に私どもできる限り明確にしておきたいということで2、3、4を捉えてございます。以上です。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。——— 14番 吉田豊彦議員。

○14番 吉田豊彦議員 それでわかりました。私はあの前回の5月10日全協で

すか、全協の時に議長さんの方から1人ずつ意見を述べて下さいっていう形で、意見を聞きました。その時私が述べたことは、私自身の考えとしては、52と53、1つ減ったという説明がありましたよね、その点をもう1回よく調査して教えてくださいよと、内容はどういうわけで1つ減ってなってきたのかよくわからないので、それをもう一度調査をして報告を教えてくださいたいという形の意見を述べさせていただきました。その意見を持って過日、この案文については署名をお願いしますという形で私は署名しました。その時は、私ははっきり言いました。100条委員会についてはまだ時期尚早、もう少し意見を聞いてから、もし納得いかなければ100条委員会を設置しても私はそれに賛成します。その前にもう少しよく説明してくださいという形で述べたつもりであります。その文言が1行もこの文書では、初めから100条委員会を設置するか否かって形の文言だと思います。途中の経緯を教えてくださいたい。もう一度53が52にどういう経緯でそういうふうになったのかそこを教えてください。もう一度調査をさせていただいて、報告を受けてからいただければありがたい。いきなり100条はダメですよと私は言ったつもりなんですけれども、経緯がどういうふうになっちゃったのか、そこをまた教えてくださいたいと思います。

○坂本 晃議長 答弁を求めます。———— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 調査をすべきというお考えであるということはわかっているんですけれども、53箇所が52箇所になったと、その事実は全員協議会の方にも報告がございました。ただそこで、どの時点でどういう経緯があっそうなったのかというところが見えなかった、というのが全員協議会による調査の結果であると思っております。ですので、調査の必要性として、私どももできる限り100条を用いずに特別委員会というのも考えましたが、実際その提案がこの議会ではできないということでありました。全員協議会の方では大方納得という方々が多かったので、このまま全員協議会での調査の必要性のないという方々がありましたので、全会一致で調査を深めていくということはなかなか難しいということがわかりましたので、今回の提案、そしてその委員会条例を持っていないというところが1つのネックになりまして、100条調査委員会を立ち上げるという提案をさせていただいたわけがございます。それと調査をするのであ

れば、なるべく早くそしてスピーディーにやっていきたいというのが希望でございますので、こうして臨時議会という形をとらせていただいているというところでございます。提案者、阿部議員もいますので補足がありましたらお願いしたいと思っております。

○坂本 晃議長 ————— 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 補足ということではございませんが、53箇所から52箇所になった経緯については、確か参考人質疑の際に、事務局において行ったと、これは取りも直さず混乱を防ぐためというようなお話でございました。そして謝罪をされておりました。しかしながら、本来53であった得点第2位のこの候補地をどうして削ったのか、そして本当にそれが第2位だったのか、その結論には至っておりません。ですからしっかりとこれから100条委員会を立ち上げ、すべてが市民の負担になるお金でございます。この建設候補地の予定地の購入については、一切補助金は出ません。国、県からも一銭も出ないんです。鴻巣行田北本の3市でこの土地を買うことになります。ですから1円でも安い方がいいに決まっているんです。それには改めてもう一度この第2位の候補地を消したんですから、そしてその消した理由はいわゆる東電の変電所からの距離だ、ということでもって、2点差をつけた。その2点差の金額は、583万2,000円。583万2,000円です。私はそれを「ごはさんに」というふうに記憶してございます。是非583万2,000円が根拠で2点差をつけて、第2位の土地を消したということであれば、いくらでも反論する余地はございますので、その経緯が本当に見えてこない、私はこのことについて話をさせていただけるのであれば、この583万2,000円をはるかに上回る金額が、新たな搬入路として築くこの予定地に入るあの水路の橋架け工事の設計業務委託費だけで930万掛かってるんだ。そして本当の工事に入った時は、数千万円掛かることが当然予想される。583万2,000円が根拠で2点差、その2点差の第2位を消したということについては、私はこれは永久にこのままでは解明できない。100条を立ち上げてしっかりと究明すべきとこのように考えております。以上。

○坂本 晃議長 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論

○坂本 晃議長 次に、議第1号について、討論に入ります。

討論のある方は、ご通告願います。これより討論を求めます。

はじめに反対討論はありませんか。——— 10番 香川宏行議員。

○10番 香川宏行議員 議第1号の決議に対し反対の立場から討論をさせていただきます。この発端は、本年平成30年2月15日の組合議会定例会における一般質問の中で候補地が52箇所まで報告されておりましたけれども、実は53箇所であったとの発言があり、この発言の真意を確かめるべく組合の議会運営委員会において、発言した議員と組合の計画建設課の事情聴取が行われ、その結果が4月5日の全員協議会にて報告をされました。その後、詳細な再調査の報告書及び関係資料一式に基づく説明のため、当時の担当した関係者に出席を求めた全員協議会が4月27日に開催され、候補地が53箇所から52箇所になった経緯について建設候補地が決定した段階で、その後の混乱を防ぐなどの事業進捗を円滑に図るために行ったとのことであると、概ね理解をしているところであります。なお、組合事務局には職員の異動により職員間での変更の経緯等の引き継ぎが十分に徹底されていなかったことから、その後の文書管理において混乱が生じ、結果として多大な迷惑をかけたことについての反省と検証を促し、今後事業を進めるにあたり適正な事務手続きと文書管理の徹底を求めるものであります。しかしながら市民生活に直接関係するごみ処理広域化事業は遅滞なく進めるべきと考えておりますので、更なる調査は不要と考え今回の決議に反対するものであります。以上です。

○坂本 晃議長 次に、賛成討論はありませんか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議に賛成の立場で討論します。

本日、東京新聞の埼玉版で報道されました、この建設候補地の問題です。私は今回の問題は、私としては鴻巣版森友・加計疑惑のような問題だと思っています。議会で指摘されるまで、53箇所を選定したことを明らかにしてこなかった。特

に第4回検討委員会での資料をあえて回収していた事実、そして2015年1月23日の副市長参与会議で、2番目に点数がよかった箇所について審議し、あえて出さないことにしていたこと、そして第5回検討委員会で、検討委員から質問が出て会議録に載るとまずいので、事前に検討委員に説明をしておきましょうと、口裏合わせとまで思えるようなことをしていました。そもそも、市民の税金を使って仕事をするわけですから、1円たりとも隠すことなく市民に喜ばれる仕事をするのが行政マンの大事な役割です。そして私達議員は、市民の声を届ける大事な役割を担うとともに、行政のチェック役としてその役割を果たさなければなりません。議長が繰り返し述べているように一点の曇りなく事実を市民の前に明らかにするためには、地方自治法100条に基づく委員会が必要であり、議会としての責務であると思います。大体納得したからいい、などという議員で本当によいかどうか、私は疑問に思います。そもそもこの候補地は、後背湿地と言われているところで、ごみ処理施設問題を考える会の方からも、候補地としてふさわしくないのではないかと指摘してきたものです。(パネル使用) これは去年の10月22日の台風21号で、このように一面冠水した候補地です。私は、昨年11月16日の環境資源組合議会の一般質問で、確認された候補地は問題があるのではないかと取り上げてきました。そしてこの間出された会議録を見ると、まさに候補地ありきで選定されていた疑惑がますます濃くなってきていると私は感じています。そもそも、この候補地は2月15日の環境資源組合では、私の一般質問に対し、52箇所から選定したと繰り返し明らかにしています。そして阿部慎也議員の一般質問で53箇所あったことが明らかになりました。逆を言えばこの日の質問がなければ、公表されていた52箇所として、表現は辛らつかもしれませんが、ずっと市民を騙していたことになると思います。そして、4月5日、4月27日、5月10日の全員協議会で、出された資料を見ると、とんでもない内容の会議、そしてコンサルタントのメールのやりとりが行われていたことがはっきりしてきました。まず、第1に真実を明らかにしなければならないのは、53箇所から52箇所に変更したのは、混乱を避けるために事務局で行ったという、4月27日の報告です。事務局というのは、管理者なしの決裁なしにこうしたことができるのか、甚だ疑問です。第2は、コンサルタントと事務方の会議録を見

ると、第2回打合せでは、候補地は1地点に決まっているのでそこに決定する合理的な理由が示せればよい、また土地基盤整備事業の行われた土地に関しては8年程度ではまず許可されない。そして候補地が最良となる条件を挙げていった方がやりやすいのではないか、こんなことがもうすでにこの第2回コンサルタントと担当者会議では発言をしていました。私が全員協議会で、このコンサルタントと事務方の会議録の中で、発言した人になぜこうした発言をしたのかと聞きましたが、私はその方がなぜ発言したのかよくわからないと曖昧な答弁をしています。そして不思議なことは、1月23日に開かれた副市長参与会議の中でも鴻巣市副市長も同じ発言をしていることです。認識が一致していたとしか考えられない内容です。曖昧な答弁で許される全員協議会ではなく、真実を市民に明らかにする100条委員会を設置すべきです。第3は、この副市長参与会議の中では資料を出さない方がよいと発言していた根拠です。このことは何を持ってこう言ったのか事実を明らかにすべきです。第4は、候補地と決まった21番目と22番目の問題です。この地権者について、もうすでに同じ地権者がいるので地権者がダブることのないように、混乱を招くことのないようにと副市長は発言をしています。副市長は、地権者がだぶっているということをあえて知っていたということになります。第5は、2点差の問題です。先ほど阿部慎也議員から報告があったように、5月10日の全員協議会で明らかになりましたが、変電所からの位置が3キロメートル以内か、あるいは以上かで、583万2,000円の差があると言われていますが、それがわずか2点の差で建設候補地が決められたことです。私はむしろ5.5ヘクタールの盛土について5メートルの盛土をしなければならないことを考えると、これが評価基準の基準値になっていないことすら私は疑問に思います。この件についても、評価基準についても、しっかりと検討されるべきだというふうに思います。第6は、ハザードマップの問題です。建設候補地とされるところでは、1番深い雨が降ったら先ほど皆さんにお見せしたように一面冠水になる場所です。この場所に本当に建設してよいかどうかこのことが問われます。市民に多大な税金を負わせる、こんな費用を負わせる、この候補地でよいのかどうかこのことが真相解明として求められるのではないのでしょうか。第7は、土地改良事業に伴う受益地の8年要件の問題です。一般的な話としながらも、当時の

事務局長は土地改良事業をしたところは難しい、8年間は許可されない、このように発言をしています。ところが2015年1月14日のメールの配信記録を見ると、あえて受益地ではないところから受益地に変更してください、こういうメールのやり取りもしています。最適なところに本来移すべきなのに1番良さそうなところからわざわざ悪そうなところに変更しているのは、このメールのやり取りでも明らかになりました。最後に決定的なことが出ています。それはここより有利な場所になりそうだったら、選定段階から消すなど工夫が必要ではないか、こうしたやり取りをしていること、そしてだめな箇所は本命よりも点数がよさそうな所については、何らかの形で評価基準を変えて落とすなど、あるいはその場所自体を無いことにしちゃう、こういう会話も行われていた事実が明らかになりました。皆さん、真実を市民に知らせるのが議会の役割です。大体わかったから終わりにしよう、こんな議会でよいのかどうか、これが問われています。私たち議員は一点の曇りなく真相を明らかにする、これが議会の役割ではないのでしょうか。議員の皆さん自分の胸に手を当ててください、本当に皆さんの良心がしっかりと試されるこれが今回の100条委員会の設置に繋がっていくと思います。市民にどういう顔をして今回の議会の様子を報告するのか、そこが今一人一人に問われていると思います。市民にしっかりと顔向けのできる議員になっていくことを呼びかけて、賛成討論といたします。

○坂本 晃議長 次に、反対討論はありませんか。——— 11番 岸 昭二議員。

○11番 岸 昭二議員 それでは、議第1号新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。いくつか反対の理由を述べさせていただきます。まず最初に、今まで疑念を訴える議員の提案により始まりましたが、数度の全員協議会の場で調査を行ってきましたが、これ以上の調査つまり100条による特別委員会の調査を更に進めていく必要があるという主張に対しては、その起点となる単なる疑惑というのではなく、具体的な事案の存在が希薄であると私は思います。その結果、100条特別委員会を立ち上げる意図が明確に私には浮かび上がってくることはできません。次に調査項目が広範囲すぎて、的が絞られていない膨大な調査をしようとしているという印象を受けます。例えば、調査事項2の複数の変更や削除につい

ては具体的に何番と何番というふうに明記すればいいものをそのようにしてませんし、公の会議の運営についてもすべての会議がグレーであり、それを対象にしているのかというふうに感じます。これも非常に漠然としているというふうな感じがいたしました。それとつながりますが、膨大な時間と会議録を積み上げて、その結果何を導くのかということが私には不明確というふうに感じました。もう1点、これは6人の委員でできる調査ではないと単純に私は思います。6人の委員が寝ずに頑張ったとしても、それでできる調査ではありません。例えば、文書法規担当等の議会事務局員の補強など、これもお金に換算したら幾らになるかわかりませんが、絶対必要、これがなければできないんじゃないかなっていうふうに思いますし、またそのお金を考えた場合100万円の費用ということもありますが、その根拠も私にはわかりづらいと感じました。最後に、今これから候補地選定の次にやらなくてはいけない様々な事業がある中で、すべての事業をストップさせて、100条特別委員会を立ち上げて、調査に集中することが今必要だとは私には考えられません。以上の理由を申し上げまして反対討論といたします。

○坂本 晃議長 次に、賛成討論はありませんか。他に、反対又は賛成の討論はありませんか。——— 2番 金子雄一議員。

○2番 金子雄一議員 議題に対して反対の立場で述べさせていただきます。今回の一般質問に対する検討会議ということで、皆さんご周知のように4月5日、4月27日、5月10日において3回にわたる全員協議会を開催しまして、問題点となっている施設建設候補地の選定や検討会議の進め方等に関し、詳細な資料や当時の担当者等から聞き取り調査を行うなど問題の解決に向けて検討を行ってきたことは事実でございます。その中で疑問点や説明不十分であった内容等について十分な時間を費やし、議論がなされ、3回にわたる全員協議会の中で意見が出尽くし全員が理解したものと私は判断します。これ以上、貴重な時間を闇雲に費やすことは、今後の施設建設に向けてあまり好ましいことだとは思えないので、今後の事務作業について悪影響を及ぼしかねないと思います。よって、3市の市民が望む施設を期限内に完成させるためにも、この件に関し、終結させることが賢明であると判断し調査は必要ないものと思ひ、本件について反対いたします。以上です。

○坂本 晃議長 他に、反対又は賛成の討論はありませんか。

——— 3番 吉野 修議員。

○3番 吉野 修議員 3番吉野でございます。反対の討論をさせていただきます。建設候補地の選定につきましては、先ほどから縷々反対賛成出ておりますけれども、新施設建設等委員会の審議におきまして、建設候補地を53地点と明記し、各地点の評価結果も明記したところでございますけれども、その後、地点数及び各評価結果が変更されたとの指摘がありまして、その指摘を確認するために、全員協議会におきまして、事実確認及び事情聴取を行われたところであります。その過程からは、建設候補地を53地点から52地点にした理由は、建設候補地を決定した後、事業が円滑に進捗することを念頭においたものではなかったかという、事情が浮き彫りになったところでありまして、では、なぜこのような発想になったのかと言え、それは組合事務局が、鴻巣市、行田市、北本市の3市の寄合い所帯であり、特に発足時は事務処理の足並みが揃い難いという、弱点が露呈したものであり、早急に建設候補地の決定を仕上げるという目標を達成するために、先を急いだ印象を受けたところでありまして、ある部分はチェックが疎かになり、ある部分は思い込みをしたことによって、結果として事務処理が不適切に進められてしまったものであるとそういう判断をしたところでありまして、今回の事情聴取の中で、当時の職員からは、今から振り返れば淡々と事務処理を進めればよかった、との反省の発言があったことから、今後は、職員も当時の職員ではございませんが、今回の不適切な事務処理を深く反省し、適切に事務処理を進め文書管理の徹底を図っていくよう求めるものであります。そして、市民生活に直結するごみ処理事業は遅滞なく円滑に進める必要があることから、更なる調査は不要であると判断し、今回の決議に反対するものであります。以上です。

○坂本 晃議長 他に、反対又は賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

△上程議案の採決

○坂本 晃議長 次に、採決いたします。

議第1号、新ごみ処理施設建設候補地選定過程に対する調査に関する決議について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○坂本 晃議長 挙手少数と認めます。

よって、議第1号は、否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 6時 33分 休憩

午後 6時 45分 再開

○坂本 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付したとおり、本日議員から議案1件が追加提出されました。

議会運営委員会での協議結果について報告を求めます。

————— 議会運営委員長 2番 金子雄一議員。

[金子雄一議会運営委員長 登壇]

○金子雄一運営委員長 議会運営委員会の報告をいたします。

本日、議員より議案1件の追加提出がありました。

先ほど議会運営委員会を開催し、内容等の説明をいただき、確認、協議の結果、日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

議員各位におかれましては、本決定にご賛同賜りまして、引き続き円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます。

○坂本 晃議長 お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長報告のとおり、追加提出された議第2号新ごみ処理施設建設候補地の再調査を求める決議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第2号を日程に追加し、議題といたします。

△議第2号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 朗読を省略して提出者代表に提案理由の説明を求めます。

————— 8番 阿部慎也議員。

[8番 阿部慎也議員 登壇]

○8番 阿部慎也議員 8番阿部慎也でございます。

「議第2号

平成30年5月29日

鴻巣行田北本環境資源組合議会

議長 坂本 晃 様

提出者 鴻巣行田北本環境資源組合

議会議員 阿部慎也

議会議員 細谷美恵子

賛成者 鴻巣行田北本環境資源組合

議会議員 吉田豊彦

議会議員 金子真理子

議会議員 竹田悦子

新ごみ処理施設建設候補地の再調査を求める決議

上記の議案を別紙のとおり鴻巣行田北本環境資源組合議会規則第13条の規定に基づき提出いたします。

新ごみ処理施設建設候補地の再調査を求める決議

私ども議会は、3回の全員協議会において、これまで53ヶ所が52ヶ所になったことへの疑義を調査してきた結果、評価基準及び評価結果の特に「2－現況の土地利用及び将来の開発」「6－経済性」について疑義が残る。

また、53ヶ所を表示するに至る中でコンサルタントが抽出した候補地を理由も示さず、県営かんがい排水事業安養寺地区受益地外から受益地内に移動していることが明らかになった。

これらについての詳細な調査は、今後の事業展開を円滑に進めるため、また、市民に信頼される事業とするため必要不可欠である。よって執行部において早急に再調査をすることを求める。

- 1 第三者機関により、評価の基準を見直しのうえ、53ヶ所中の21番と22番を当初に立ち返り、新たな基準のもとで公正、公平な調査を行うこと。

2 平成27年1月14日の職員メールによって8年要件の受益地外から受益地内に移動した(21番の前身)理由及び当該候補地について1と同様の調査を行うこと。

以上決議する。

平成30年5月29日 鴻巣行田北本環境資源組合議会」

そして、付け加えてまず申し述べておきたいことがございます。本年2月15日組合議会一般質問において、私阿部慎也は一般質問を行いました。本来53箇所の候補地があったものを高得点であった1箇所を何の説明もなく削除して、52箇所だったとしてしまったこと。検討委員会の審議が図られる以前から、現予定地ありきの議論が執行部及びコンサルタントとの間でなされていたこと。その事実は音声記録を私入手して持っております。その信憑性は、これは言うに及ばず確信に至っております。そしてその通りのことを実行したことは、本市民はもとより、組合議会並びに検討委員会を翻弄した背任行為と言わざるを得ません。その一部を申し上げますと、平成26年11月25日パソコン中間報告の中でコンサルタント側は当該予定地を本命あるいは予定地という名で呼んで、ここよりも優位な場所になりそうだったら、選定段階から消すなどして工夫が必要として対応していく方向だとこのように申しております。またその話の続きでは、だめな箇所は、本命よりも、点数のだめな箇所はと申すのは、また論外の場所のことですが、本命よりも点数のよさそうなところについては、何らかの形で評価基準を変えて落とすか、あるいはその場所自体をないことにしてしまうという議論がなされております。そしてそれを組合職員は笑いながらしっかりと聞き取って、そしてそれを実行いたしました。遡ること平成26年5月19日千葉県柏市にある麗澤大学を本組合職員は訪問し、本命に落とし込むべく裏技の指南を受けに行っております。これについては、もしも阿部の言っていることがでたらめだ、信憑性に欠けるというのであれば、この場でしっかりと皆様にお聞きいただくこともやぶさかではございません。

[何事か言う人あり]

○坂本 晃議長 静粛に願います。

○8番 阿部慎也議員 これらを含め徹底説明を求めるべく、決議に皆様のご賛同

を賜りたくお願い申し上げます。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○坂本 晃議長 次に質疑に入ります。質疑のある方は、ご通告願います。

———— 1 番 川崎葉子議員。

○1 番 川崎葉子議員 では、質問をさせていただきます。まず第1回目の質問といたしましては、現在の候補地を白紙に戻せということなのか、調査をし直せということなのかについて伺います。

○坂本 晃議長 提出者の答弁を求めます。———— 8 番 阿部慎也議員。

○8 番 阿部慎也議員 質問者のおっしゃるとおりでございます。白紙に戻すべきだ、このように考えております。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。———— 1 番 川崎葉子議員。

○1 番 川崎葉子議員 では、2回目の質問をさせていただきます。現在の候補地につきましても、地元及び地権者から表立った反対の意見はないというふうに私は認識をしております。新たな候補地で地元及び地権者からの反対意見が出た時にはどうするのか、施設稼働がさらに遅くなるのではないかと考えますが、そのことについて伺いいたします。

○坂本 晃議長 提出者の答弁を求めます。———— 8 番 阿部慎也議員。

○8 番 阿部慎也議員 今現在のところ、現候補地については反対はない、このように質問者はおっしゃってございました。私が聞き及んでいるところでは、農家の方があの場所は1番農業をやりたくない場所なんだというふうに伺っております。それが故に反対が出ないんだというふうなことでございます。

○坂本 晃議長 他に質疑ありますか。———— 11 番 岸 昭二議員。

○11 番 岸 昭二議員 それでは事前に参考資料として見させていただきましたので、項目として1番と2番が出てますけど、1番はずっと議論してきたところですけども、2番は比較的新しいといえますか、全協の中で資料として出されてきたそのことについてでありますので、私の方としてもよくわからないところもありますし、そのことについて伺いたいと思うんですけども。まず、紹介議

員にですね、21番の前身の土地、その前の土地ですよ、そういう表があるのは知っていますけれども、それを移動した理由とその地についての新たな基準で再調査をしたいと2番目に書いてありますよね、これ調査のポイントをどこを阿部さんは考えていらっしゃるのかなど。それと独自の調査をもちろん阿部さんがされてわかっているということで、こういうふうに出てきたんだと思うんですけど、どこに疑義を感じていらっしゃるかっていうことが1点です。あともう1点、今のこととほぼ同じなんですけど、21番の前身についての土地って言い方してありますが、頂いた資料の中ではメールが出てきてまして、赤と青で示してまして、こちらでは23番の標記、赤の部分がいわゆる今言っている土地になると思うんですけど、このことにつきましては全協で資料は提出されていますが、一切説明、議員が質疑をしなかったということもあると思いますが、執行部の説明は全然聞いてないんですよ。これは私だけじゃなくて、皆さんもそうだと思うんですけど、これは是非私は聞きたいんですけど、紹介議員じゃなくて執行部が一度は説明してくださいよっていうことなんです。それも十分検討する参考になると思いますんで、ここで言う21番の前身、その土地、移動された理由だとか、メールの経緯だとかこれについて詳しい執行部の答弁を是非私は聞きたいんです。その2点お願いします。

○坂本 晃議長 はじめに提出者の答弁を求めます。—— 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 このメールについては皆さんご案内のとおりであります。

この前身というのは当時23番という表現で表記されております。この23番は安養寺堰に係る8年要件の受益地外にありました。そして何の説明もなく受益地内に移動したということは、これは取りも直さず、このいわゆる現予定地と受益地同士という同じ土俵に載せるため移動した。こういうふうを考えて間違いのないというふうに私は思います。8年要件については再三申し上げてきたとおり、鴻巣市の職員そして組合職員が、再三にわたりさいたま農林振興センターを訪れ、そして受益地であるかないかという話もして参りましたが、鴻巣市の農政課においては受益地であったことを知る資料を私は入手して持っております。そして県の農林センターがおそらく受益地でないと言うことを言ったのを勿怪の幸いということであそこに決定し、事務手続きを進めていった。しかしながらその用地

が決定したという新聞報道、これは埼玉新聞の報道ですが、これを見た県の職員があそこは受益地でないかということ指摘し、そして受益地であるということが判明した。農林振興センターも立派なパンフレットを作って当時持っていたんです。ですから本来は農林振興センターもあそこが受益地であることを知っていたはずなんです。ですからすべてこれは確信犯であるというふうに言わざるを得ない。受益地外から受益地内に移動させたのはあまりにも点数に格差が生じるという懸念のもと、先ほど私が申し上げたとおりその選定の段階で本命よりも良いところが出てきたら消すんだという作業を行った1つの証拠の表れであるというふうに申し上げておきたいと思います。よろしいですか。

○坂本 晃議長 次に、執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 事務局長の瀬山でございます。ただ今岸議員さんからご質問がありましたので、補足説明をさせていただきたいと思っております。まず1番の平成27年1月20日第4回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会において、地点番号21鴻巣市郷地になりますけれども、評価点合計が63点で次点となっているところでございます。地点番号22鴻巣市郷地安養寺これが建設候補地現在の予定地となっておりますが、評価点の合計が65点となっており、最も得点が高く最適とされるところでございます。この地域は県営土地改良事業、先ほどお話もありましたけれども、安養寺地区かんがい排水事業の線整備の工事地内、要するに安養寺堰ができてかんがい排水事業ということで行われたんですけれども、その線整備工事地内にある平成24年3月7日に完了したところでございます。このため8年要件の受益地としては平成32年3月まで農地として保全しなければならないということになっております。しかしながら、元荒川の安養寺堰の完成等の県営かんがい排水事業のいわゆる線整備であり、市や県のさいたま農林振興センターの安養寺堰における受益地の判断がなかったため、組合では事業を進めたところでございます。次に2の野通川の東側、騎西側になるんでしょうか、加須側になりますね、東側旧騎西側の川沿いかつ県道鴻巣内田ヶ谷線沿いの角地にある地点番号21の前身の土地ということが、お話ありましたけれども、実はここも県営土地改良事業、種足野通地区、これは区画整理事業を行ったところでございまして、面整備を行ったところでございます。同じく先ほ

どの線整備と同じように、平成24年3月23日に完了したと確認しております。このため同じく8年要件の受益地として、平成32年3月まで農地として保全しなくてはならないということになっております。当時の組合では、このことを承知していたため地点番号21鴻巣市郷地へ移転させたというふうに確認しております。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。——— 11番 岸 昭二議員。

○11番 岸 昭二議員 説明を頂きました。移動した理由だとかそういうことも言葉は短かったですけれども、説明いただきましたんでこれで、2回目ですので阿部さんの認識と今の説明違っているところがあるんじゃないでしょうかね、ちょっとよくわかりませんがそこらへんについて再認識したところがあれば伺います。あともう1点お願いしたいんですけども、1番に書いてある調査報告、第3者機関により評価の基準を見直しの上っていうこの調査の方向ですね、これ考えようによっては前にやってた100条よりハードルがうんと高くて、今まで執行部がやってたことをちゃらにして、どっかの第3者機関、会社になるかどうかという機関になるかわかりませんが、そういうところに新しい基準で最初からやり直したいっていうのはどういうことなのかな、ちょっと意味がよくわからない。今までも調査を積み重ねてきました。それに対してこの調査というのは、どういう位置づけになるのでしょうか。そのことについてお伺いいたします。これ2点です。

○坂本 晃議長 提出者の答弁を求めます。——— 8番 阿部慎也議員。

○8番 阿部慎也議員 私あの安養寺堰に係る8年要件に該当するこの農林振興センター発行のパンフレットを今持ってきております。そしてそのパンフレットは線整備における安養寺堰受益地が示されており、これは当然農林振興センターも知らなければいけない事実であります。そして面整備が行われていたということは、私は確認してはおりません。しかしながらそこで付け加えて1つ言えることは、今回のこの土地については、予定地については、非常に購入価格は高いものになるであろう。しかし、この前身の土地は今のみずほ斎場にほど近い場所がございます。そうしますと、このみずほ斎場の土地を駐車場拡張でもって購入した際の単価が300万円であったと、一反当たり。そして今回の予定地については

私の知る限り不動産鑑定士にお伺いしたところ、鴻巣市がカントリーエレベーターというところに土地を売却した単価が一反当たり870万円強だというふうに報告がございました。それだったら前身は300万円にほど近い実勢価格が生きてくる。そして移した場所は600万円にほど近い金額が出るであろうという不動産鑑定士の鑑定でございました。ですから線整備については私、存じ上げておりました。しかし面整備については疎かであったことは、お詫びしたいとそれが事実だとしたらお詫びしたいとこのように考えております。そして2点目の調査これは途中途中でもって調査基準を変更して参りました。それはいわゆる程塚氏の発言がこの前出された資料の中で、1点に決まっていると、そこにいわゆる持っていける道理的な条件を付ければいいんだと言わんばかりな発言がありました。ですからこの調査の基準、原点に戻してそしてもう一度たった3箇所なんですから是非3箇所の調査を行っていただきたい。皆さん調査の基準が途中途中で変更されて、今の候補地に合理的に落とし込めるような基準にしようという相談が前からなされていたということ私申し上げました。ですから本来であれば、全く今回のコンサルタントとは別の業者に改めて依頼し、そしてもう一度仕切り直して調査をすべきと、このように考えております。以上。

○坂本 晃議長 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論

○坂本 晃議長 次に、議第2号について、討論に入ります。

討論のある方は、ご通告願います。これより討論を求めます。

はじめに反対討論はありませんか。————— 1番 川崎葉子議員。

○1番 川崎葉子議員 第2号の提案者は現在の候補地を白紙に戻せということがありました。現建設予定地は53地点でも52地点でも最も点数が高く、その後逆転をしたことはありません。そして平成27年2月19日には当時の管理者である工藤行田市長に対する中間答申が行われ、その後新施設建設候補地が選定されました。このこともすでに全員協議会で確認済みです。したがってこれ以上事

業の停滞があつてはならないと考えます。また、ただ今決議の2の答弁につきましては、執行部が答弁した説明で、私は納得をいたしました。したがってさらに調査を行う必要はないと考え本議案に反対します。

○坂本 晃議長 次に、賛成討論はありませんか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 賛成の立場で討論します。この現在の候補地建設予定地は、鴻巣市安養寺・郷地地域です。先ほど申しあげたとおりこの地域は後背湿地と言われるところで、大雨が降ったり、台風が来ると一面に冠水する場所、盛土を多くしなければならないことは誰もが予想できることです。何故この場所に建設するのか、私はこの建設候補地はふさわしくない、もっと他に良い場所があるのではないか、この視点で、昨年11月16日この建設候補地問題の質問で取り上げてきました。そもそもとても不思議なことは、大事な市民の税金を使って行う新ごみ処理施設建設工事業なのに、ごみ処理建設のみの建設費は248億円、20年間の維持管理費は180億円と示されているにもかかわらず、土地の購入費、インフラ整備など全体の予算が示されないまま、余熱利用施設の検討委員会まで開催されている。市民の税金が幾ら掛かるのかわからない、こんな事業が進められていること自体私は合点がいきません。普通自分の家を建てる時には例えば3,000万円で建てたいがこれでどうだろうかといわゆるスポンサーに相談をします。ところがこのごみ処理施設の建設については、全額が示されないまま、市民にもその数字が示されないまま進められている事業であるということ、ここが私は1番問題だと思います。そうした中でコンサルタントと事務方の協議の中でも5メートルは盛土をしなければならないと話しているように、5.5ヘクタールの土地に盛土をすれば膨大な費用が掛かることは明らかです。さらに今年の2月の新年度予算の時には約930万円これは鴻巣市に委託をしています、水路があるためにこの設計調査に係る費用を見当しています。総額は本当に幾らなのかこういう事業を進めてよいのかどうか、このことも非常に問題です。貴重な税金を使っての大事な事業であるだけに、1円たりとも市民に納得のいくような事業にすべきです。議会として大事な責務であるだけにこの建設候補地に関わるインフラ整備は幾ら掛かるのか、もっと適切な場所がないのか併せてしっかりと明らかにしていくべきです。開会の挨拶で管理者から平成35年度の稼働を目指

していると言いますが、候補地は土地改良事業の受益地であり、平成32年以降でなければ農地の転用の申請はできません。特に予定をされている面積は5.5ヘクタールであり国との協議が必要な面積です。この間通常この農地転用ですから、いわゆる農地転用の部分で協議をするのは通常では1年半掛かるといわれています。こうしたことを考えると一つひとつしっかりとクリアをして市民が納得いく場所に納得できる費用で、そして何より市民の協力をいただいて徹底した分別を行い最小の費用で最大の効果を生み出す、こういうやり方こそ必要だとふうに考えます。したがって現在の場所がいわゆる先ほどから言われているように、あの場所が1番になるように合理的な理由が示せればよい、こういうやり取りをしたり、先ほど阿部慎也議員が発言をしているように、本命を超えるような場所はなかったことにすればいいかのような発言をしながら候補地を選定していた。こういう疑惑がある中で、この場所がいいなどと言えるのか、このことを私は皆さんにしっかりと先ほど申し上げたとおり胸に手を当てて考えていただきたいと思います。議員としての良識、それはイコール市民としての良識に繋がっていきます。候補地ありきの選定が行われていた会議録は、幾らでも出てきているんです。まさに森友・加計疑惑と同じようなこと、だからこそ国会でも真剣に審議をされています。この鴻巣行田北本環境資源組合でもしっかりと議員としての役割を果たすべく審議する、そのために本決議に賛成といたします。以上です。

○坂本 晃議長 次に、反対討論はありませんか。——— 11番 岸 昭二議員。

○11番 岸 昭二議員 それでは議第2号新ごみ処理施設建設候補地の再調査を求める決議に反対の立場から討論をさせていただきます。項目1であります、53箇所中の21番と22番の調査については、前回の定例会以降の議運や全協の場で納得のいく説明をいただきました。そして今、項目の第2番目の職員メールに出てくる21番の前身地の説明及び移動の理由も、私は執行部に明確な説明いただいたのは初めてでしたので、これによって理解できましたし、多少の食い違いは出てきたんじゃないかと思えますし、そういう意味でも私は納得できました。最後ですけど、先ほども紹介議員に対しまして言いましたけど、調査方法が私には非常に違和感があります。第3者機関に評価基準を見直したうえ、再調査をするというこの手法は今までの組合の仕事を下手をすれば全部否定をしてゼロから

またやり直しをするんだというふうな印象を受けます。新たな調査を開始するという事は、この決議の目的である今後の事業展開を円滑にするということでありますが、それどころか逆に新たに市民に混乱を招くことにもなりかねないと、私は感じております。以上のことを申し上げ、反対討論といたします。

○坂本 晃議長 次に、賛成討論はありますか。—— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 それでは、本決議に対しまして賛成の立場で討論させていただきます。先ほど提出いたしました100条委員会提案というのがありました。これは議会が行うものということでお認めはいただけませんでしたけれども、議会がここで様々なことを明らかにする中で方向性を示していこうというものでございました。今回この本議案につきましては、議第2号につきましては執行部に求めるものでございます。それで反対討論の中に第3者機関というのがあるということで、これに異議のある方もありましたけれど、ここまで事業を進めてきたのは、執行部の方々が中心となって進めてきております。その方々に調査を求めるとしても、なかなか何か疑問であるのかというところも、進めてきた側としてはなかなか明らかにならないであろうというところから、第3者という機関を設定して、公平公正、そして本当に第3者の目で調査をしていただくという必要性を感じているから書いてあるものだというふうに理解をしております。議論のテーブルに載せる、それから公開をしていくというところ、これをやはり重要視して進めていかないと、この時点での疑義が発生しているものを早くに解決をしていくというためには是非皆さんが努力をしていく。これが必要でありますので特に調査項目については絞り込んでありますので、まずはここを調査いただき明らかにしていただくことで、新たな方向性、白紙に戻すというお話ではなくとも今現在の候補地が非常にこのまま行けるんだという、お墨付きが出るという可能性もあるわけでございますので、はなから皆様はここではないのではないかという疑念を抱いていらっしゃると思いますが、本調査をすることによってそれがどちらになるのかはわかりません。でも調査をしていかないとこの疑義を残したまま進めていくことの方が、私はこの先大変長い期間の事業になりますので、問題があるというふうに認識しております。特に子供たちにつけを回さない、将来30年続いていく、稼働していく施設が円滑に進むために、今ここでみんなで努力をし

ようじゃないかということで提案されているものと理解しますので、本議案に対しまして賛成の立場で討論させていただきました。以上でございます。

○坂本 晃議長 他に、反対又は賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

△上程議案の採決

○坂本 晃議長 次に、採決いたします。

議第2号、新ごみ処理施設建設候補地の再調査を求める決議について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坂本 晃議長 挙手少数と認めます。

よって、議第2号は、否決されました。

△特定事件の委員会付託

○坂本 晃議長 次に、日程第4、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会臨時会を閉会いたします。御協力、誠にありがとうございました。

午後 7時 28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

坂 本 晃

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

竹 田 悦 子

同

阿 部 慎 也